

文京区立明化小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために「明化小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

1 明化小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた児童の感じる被害性を見極めが必要である。

(2) 基本理念

- ①全教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- ②児童が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

本校は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、本校の児童がいじめを受けていると疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

- ①いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ③いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ④いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

(5) 保護者の責務等

- ①保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

- ②保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する。
- ③保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

2 明化小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

(1) 本校におけるいじめの未然防止

本校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全教育活動を通じ、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む。

【具体的な取り組み】

- ・授業規律の徹底、教室環境の整備を行い、児童の規範意識を高める。
- ・全児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め賞賛することで、児童一人一人に帰属意識や自己有用感、自信をもたせる。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- ・思いやりの心や、児童一人一人がかけがえのない存在であることや命の大切さ等について、各教科、特別の教科道徳、学級活動や総合的な学習の時間で意図的・計画的・継続的に指導する。
- ・道徳地区公開講座を活用し、道徳教育の推進を図る。
- ・「いのちと心の授業」を行う。
- ・読書活動・体験活動・社会参画活動等を推進する。
- ・文京区の「いのちと人権を考える月間（5月・12月）」において、人権自分宣言や人権学級宣言、人権標語等に取り組むなど、人権教育を充実させる。
- ・異学年交流など、児童が主体となって行う活動を充実させる。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—（東京都教育委員会）」及び「いのちと心のアサーションプログラム（文京区教育委員会）」を活用し、いじめ防止に向けた取り組みを行う。

- ・児童会活動による「いじめ防止に向けた取り組み」を行う。
- ・学校公開や保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた啓発を行い、保護者・地域との連携を推進する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①本校は、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査、その他の必要な措置を行う。

【具体的な取り組み】

- ・朝の健康観察で一人一人の表情を確認しながら呼名する。
- ・休み時間に児童と一緒に遊び、一人である児童がいないかなどを観察する。
- ・毎週月曜日の生活指導夕会などで児童の情報を共有するなど、日常的に情報交換する。
- ・東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、実態把握調査を行う。
- ・文京区いじめ調査により、アンケート調査「心のアンケート」を実施する。（6月・11月・2月）
- ・スクールカウンセラーが行う児童の観察をいじめの実態把握に役立てる。（スクールカウンセラーの全員面接（3・5年））
- ・教育相談（個人面談等）を活用し、児童（又はその保護者）からの聞き取り調査を行う。
- ・いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員で共有する。

- ②本校は、在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。また、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

【具体的な取り組み】

- ・児童が教職員に相談しやすい環境づくりに日常的に努める。
- ・日頃から連絡帳等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないよう努める。
- ・教育相談室及びスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利

用を促進する。

- ・文京区教育センター教育相談室、子ども家庭支援センター、東京都児童相談所、富坂警察署スクールサポーター等、関係機関との連携を図る。
- ・教育相談関係機関のチラシを配布する等、いじめの把握や相談の充実に努める。

(3) いじめ防止等の対策に努める教職員の資質の向上

本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。

【具体的な取り組み】

- ・「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—（東京都教育委員会）」、「いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアル（文京区教育委員会）」等の関係資料を活用し、いじめ防止のための研修を定期的に行うとともに、管理職等による指導助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し、排除する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

本校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【具体的な取り組み】

- ・教科等授業や学校行事を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。
- ・外部講師を招き、情報モラル教室を行う。
- ・文部科学省や東京都等が発行する啓発資料を活用し、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。

3 明化小学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

【具体的な取り組み】

①いじめ防止対策校内委員会

- ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
- ・ 開催・・・定例会及び事案により臨時開催
- ・ 内容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること
いじめ防止等に関する対策の立案に関すること
いじめの事案への対応に関すること

②いじめ防止サポートチーム

- ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー、地域関係者
- ・ 開催・・・事案により緊急開催
- ・ 内容・・・いじめの事案への対応に関すること

(2) いじめに対する措置

- ①本校教職員がいじめに気付いた場合、児童やその保護者からいじめに係る相談を受け、いじめの事実があると思われる場合は、速やかに管理職、いじめ防止対策校内委員会に報告するとともに、事実確認を行う等、適切な措置をとる。
- ②事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とする。そして、いじめをすぐにやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策校内委員会によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。いじめを見ていた児童に対しては、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ③上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを受けた児

童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめた児童を別室で指導するなどの必要な措置を講ずる。

- ④いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本区教育委員会の指導助言の下、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥校長及び教員は、本校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えることも検討する。

4 重大事態への対処

本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本区教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、本区教育委員会に報告するとともに調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

本校は、上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの事態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に行う。